

JPICA News

一般社団法人
日本写真著作権協会

Japan Photographic Copyright Association



photo: 井上六郎 / Rokuro INOUE / HJPI320110002334

CONTENTS

LATEST NEWS 最新ニュース

- フォトコンテストの落選作品を他社に無断提供 p2
日本グラフィックデザイン協会 (JAGDA) 知財権セミナー 2023 を開催 p3
デジタル写真画像の「来歴記録機能」とは? p10

JPICA定時社員総会を開催 p11

SPECIAL REPORT スペシャルレポート

編集者・多田亞生氏に聞く p6

COPYRIGHT 著作権入門

著作者とは p4

QUESTION/ANSWER 一問一答

有名人写真のSNSアップ p5

GALLERY ギャラリー

日本写真保存センター所蔵写真より p4 p12

JPICA会員団体

- 公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
日本肖像写真家協会 (日肖写)
一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
全日本写真連盟 (全日写連)
一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
日本風景写真協会 (JNP)
公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)

フォトコンテストの落選作品を 他社に無断提供

「純粋な気持ちが弄ばれた」

鉄道写真愛好家のAさんは2022年に開催された鉄道会社のカレンダーフォトコンテストに応募したが当該写真は落選した。

2023年10月中旬、Aさんは自身の応募作品が無断でイベント告知に使われていることを鉄道系ニュースサイトで偶然発見した。当初は、自身の作品を「使ってくれた」こと自体が嬉しかったというが、何の連絡もなく、使用者は応募した鉄道会社とは違う第三者の旅行会社による有料の鉄道イベント告知ページであり、Aさんの氏名表示もなく、写真提供が鉄道会社名となっており、写真愛好家の「純粋な気持ちが弄ばれた」と憤る。

さらには無断掲載写真が不特定多数の人が簡単にダウンロードできるよう、リンクまでついており、どの程度の画像拡散なのかの被害全容も不明のこと。

確かに応募要項には「主催者が作品をカレンダー、広報宣伝物等に無償で使用できる」旨の記載があるが、対象が入賞作品を指すのか、すべての応募作品を指すのかが不明確であり、「ご応募いただいた写真は公開いたしません」と不可解な記述も見られる。

また、「使用時に作品に編集（トリミング・背景処理等）を実施することがある」と著作者人格権の中の同一性保持権について同意を求める記述がある一方、写真愛好家にとって何よりも重要な氏名表示の権利を「著作者の人格権行使しない」との記述で、バッサリと切り捨ててしまっていることは著作者人格権の意味や意義も理解できていない証拠であろう。

当協会では著作者人格権不行使を包括的に求めることは「著作権法の精神に反する行為」と考えており、今回の著作権侵害は、著作権に対する知識不足によって引き起こされたと推測できるものの、複製権、氏名表示権、公衆送信権等、多岐にわたる侵害が考えられ、決して軽くはなく、主催者の「人格権」への配慮に欠ける行為と言えるだろう。

無断使用を把握したAさんは自身のSNSで侵害行為を発信したところ、主催者は謝罪文掲載やメールでの謝罪と直接対面での謝罪を行ったが、無断使用料等の対価の提示は特になかったとのことだ。

Aさんは主催者側に対して怒りを感じながらも、今後もモノレールの写真は撮り続けたいと語り、侵害行為に対して声を上げたことで主催者側を無駄に刺激したり、マークされたりして写真が撮りにくくなる事態を懸念しているという。

■フォトコンテストの応募要項

<https://www.tokyo-monorail.co.jp/photocontest/2022/>

■使用許諾範囲外の画像の使用について（お詫び）

<https://www.tokyo-monorail.co.jp/info/detail.asp?cd=2023101601>

記：加藤雅昭



Aさんの応募作品

※撮影者の希望により氏名表示をしていません

日本グラフィックデザイン協会(JAGDA) 知財権セミナー2023を開催

「写真を活かし、極め、使い、護る。」

第一線で活躍する有識者 4 名が登壇

後援：日本写真著作権協会 / 日本広告写真家協会



photo: 加藤雅昭 / HJPI320110001771

11月3日、東京ミッドタウン内の「インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター」において、公益社団法人日本グラフィックデザイン協会(JAGDA)主催の「グラフィックデザインと写真と著作権」をテーマとした知財権セミナーが二部構成で開催された。

第一部 基調講演に4名の有識者が登壇

アートディレクター・浅葉克己氏 (JAGDA理事)、写真家・鈴木英雄氏 (APA副会長)、写真家・棚井文雄氏 (JPCA常務理事)、前原一輝氏 (弁護士) の4名が登壇。浅葉氏は「写真を活かす」をテーマに、「写真は面白い、トラブルにならないように面白く撮りたい」と写真を撮影・利用する際に著作権とどう向き合ってきたのかを自身が手掛けた広告作品を例に挙げながら語った。鈴木氏は、写真システムがフィルムからデジタルへと変遷した時に、どのように対応したのか、極めるということが写真家にとってどのようなことかを熱弁した。棚井氏は、写真著作権は作品を「使ってもらうための権利だと考えている」と氏の見解を述べ、知的財産権の一部である著作権を分かりやすく解説した。また、生成AIなどにおいてデザインや写真の分野を超えて今後起これ得る問題に共に取り組む必要があると語った。前原氏は、「写真を護る」をテーマに講演。共同著作物の裁判例を通じて写真の著作物とは何か、条件を変えた場合にどう解釈が変わるのが、共有著作権の扱いなど起これ得る問題点、解決法など実践的な内容に理解を深めた。

第二部 パネルディスカッションで理解を深める

パネルディスカッションでは「写真を活かし、極め、使い、護る。」をテーマに、第一部の登壇者4名に加えて、デザイナー・味岡伸太郎氏 (JAGDA創作保全委員会委員長) が進行として加わった。まず、写真の著作物とは何かを、用意された絵画を撮影した写真に対して登壇者が見解を述べることから始

まった。創作性はどのような撮影において主張できるかを、絵画の写真と富士山の撮影を例に検証を深めた。鈴木氏は「その昔は、写真は選択の芸術と言われていたが、現在AIを含めてカメラが全てやってくれるので創造性を主張することが弱くなっている」と意見を述べた。棚井氏は、JAGDAの刊行物の中から浅葉氏の言葉、「写真家はどんな被写体と対峙しても気合、気迫でフィルムに定着させる」を紹介し、それこそが「作品」であるという見地から著作権が見えてくるのではないかと語った。

続いて、JAGDA創作保全委員会から出されたAI生成の作例写真の可否や、AI生成された作品の著作権は誰のものなのかなど議論を深めた。味岡氏から写真と絵画の関係について歴史的に発展した経緯が語られ、それを念頭にイラストと写真を例題に著作権侵害に当たるかが議論された。鈴木氏はイラストレーターと写真家の関係について「品格とモラルが大切」だと語った。

次に、太宰治が被写体となった有名な写真を例に挙げ、同じようなポーズで写真を撮った時に著作権侵害に当たるのかが議論された。棚井氏は、この写真に敬意をもって撮影に取り組むことが大切だと指摘した。続いて、会場の参加者からの質疑応答が行われた。

最後に、味岡氏からJAGDA創作保全委員会の活動は裁判になった時の勝敗のためではなく、争いを起さないための活動である。自分以外の創作物も「尊重」し、棚井氏の言葉のように、「敬意」を払うことが大切だと結び、3時間半のセミナーを終了した。

記：池永一夫

GALLERY



《子供防空訓練》

撮影者不明
東京都東京市下谷区三ノ輪
1940年12月4日
日本写真保存センター所蔵写真



JPCA Gallery

B245-4

《寒中水泳》

撮影者不明
撮影場所不明
1941年1月20日
日本写真保存センター所蔵写真

編集者・多田亞生氏に聞く

編集の立場からみる写真家、そして写真の現在

濱谷浩をはじめ、数々の写真集を手掛けてきた編集者・多田亞生氏。写真家との仕事を通して感じた、写真家が対象に向こう姿勢と写真が担う様々な役割、そして現状に対する危惧を熱く語られました。



多田亞生氏

HJP1320610000334

— 岩波書店に就職した理由と、印象深い仕事を教えてください。

それはまず就職しなければと思ったからです(笑)。僕の受験番号は1000番台でした。これは宝くじのようなものだなと思いました。その頃は出版業界を希望する人が多かったのです。公募も何年かに一度しかありませんでした。

1967年に就職して、最初は広辞苑第2版編集部に配属されました。その時は、2年後に刊行という追い込みの時期で、まず校正グラの束を渡されました。それに目を通すよう言われた。字引きを読むといつても「なるほど」と思うだけで疑問の呈しようもなく、何をしていいかも分からぬ。そんな状態がしばらく続きました。そんな時、新村出(国語学者・広辞苑の編者)先生の初版序に、言葉の語源や語史を大事にするというくだりを読んだのです。僕はヒンディー語を専攻していて、サンスクリット語のナガリー文字は読み、辞書は何とか引ける。日本語の中にある仏教用語のサンスクリット語源の言葉を、僕なら確認できるかもしれないと思いました。もうひとつは、17～18世紀の近代にアジアやアフリカでヨーロッパの植民地が拡大していくと、動植物などの新しい文物に出会いますね。それらはまず英語やフランス語に取り込まれて、そこから日本語に入ってきている。その語源の一部の確認は僕にもできると思い至りました。

広辞苑が終わって、雑誌『世界』に移りました。そこで扱うのは、基本的には政治や経済。はっきり言ってそれまで自分には関心の薄い世界でしたから、どうしようかと思い悩みました。この時は酒井忠康(現 世田谷美術館館長)氏との出会いが自分にとっての突破口になりました。酒井氏は

学芸員になってまだ数年。ある日、僕は仕事をサボって鎌倉近代美術館にいきました。『世界』があまりにも遠い存在で付いていけず、八幡宮の池のほとりに座っていたんです。酒井氏も外に出てきていて、偶然となりに座っていた。それで声をかけあって(笑)。コーヒーを飲みつつ夢中で話をした。僕が雑誌で何をしていいか分からぬと言ったら、日本近代の異端画家の系譜を口絵で紹介したらと提案された。それから10回ちかく酒井氏や同僚学芸員たちの文章を口絵とともに紹介しました。

もうひとつの突破口は雑誌のグラビア頁です。僕は濱谷浩先生の撮影に同行しました。そのひとつがミュージカルの「ヘアー」。ヒッピーを題材に1970年頃にアメリカでヒットした作品です。六本木の劇場での舞台稽古の取材でしたが、若い人やアメリカ人出演者が多く、邪魔になるからカメラはやめてくれと言われました。でも濱谷先生は全然気にならない。どんどん入っていって、舞台の中で一緒に動いている感じなんです。こんな取材があるのかと思いました。これが写真家と仕事をした最初の経験です。『世界』を通じて幾人かの写真家を知るようになりましたが、濱谷先生の印象は強烈でしたね。

その後、「奈良六大寺大観」の編集部に配属されました。僕には仏教美術の素養もなく、そこでも何をしていいか分からぬ。初仕事は東大寺南大門の石造獅子の撮影でした。参拝客の少ない夜の7時に現地集合と言われました。まずトラックから沢山の撮影機材を降ろす作業で、それからワイヤーブラシを渡されました。獅子の全身に厚くこびり付いた鳩の糞をとれと。編集者の立会いはカメラの近くで見ているだけでいいと甘く見ていたら大間違いでした。人夫作業と掃除が主です。

奈良には岩波書店の分室(合宿所)があって、カメラマン、建築史や美術史の研究者や、美術院国宝修理所あるいは奈良文化財研究所の方々が、連夜の討論を重ねての共同作業でした。撮影は、渡辺義雄先生がトップで全体を引っ張っておられました。彫刻は数名おられましたけど、奈良在住の入江泰吉先生。先生などは奈良の古美術に関してはご自分のアングルがあった。ところが「奈良六大寺大観」は、お寺の指定文化財の悉くを、あらゆる角度から撮影して記録し、研究者の成果も入れてしっかり残そうという国家的なプロジェクトでした。ですから例えば仏像の撮影などは司法解剖の写真みたいな感覚です。それはもう写真家の仕事ではないですね。建築も同じです。渡辺先生は「これはよみ人知らずの世界だ」と仰った。気が進まないかもしれないけど、個性を殺して研究者と自分たち写真家が協力して文化財を記録していくんだと。でも入江先生はご自分のアングルがあるからシャッターを切れない。撮る位置はロケハンの時に研究者とも相談して、しっかり決まっている。了解しているも、やっぱりシャッターを押したくない。写真家が名前を捨てて撮る。それが文化財を撮ることです。それを最初に理解されたのが渡辺先生でした。

この文化財写真の経験は今の日本写真保存センターの仕事にもつながっています。個性を殺してよみ人知らずに徹する写真も必要である。それが後世に残るものだと。写真表現の作品も、モノの記録も大事だと知りました。田沼武能先生の写真保存センターの趣旨も、そういった文脈で理解しています。「奈良六大寺大観」の写真も写真保存センターに入っています。2万5千点くらいあるでしょうか。赤外線、X線など含め様々な写真を記録のために撮りました。実際に企画で使ったのは、その10分の1程度に過ぎません。

—なぜ写真集を手がけるようになったのですか?

1979年、僕は出版部に所属していたんですが、ある時、銀座に写真展を見に行つたんです。そうしたら会場に濱谷先生が来ていた。濱谷先生は当時64歳で、ご自分の写真体験50年の仕事の締めくくりとして写真集を作りたいと、幾つかの出版社を回っていた。でも実現しなかった。僕のことは『世界』のグラビアで知っていたから、写真を

見てほしいと言われ近くの喫茶店で見せてもらいました。僕は写真集を作ったことがないので無理だと最初は思いました。それでも検討してほしいということで、写真を預かりました。上司にも相談しましたが、やはり難しいと。それで上司とともに写真をお返しに行くと、まず一杯という羽目になりました。ペロペロになって、写真を返しそびれた(笑)。もう作るしかなくなって。廉価で、代表作を載せるということにして、作品選びが始まりました。これが大変で、濱谷先生は手の内をさらけ出さない人です。濱谷先生には決定版を作りたいという想いがあった。だからこちらがノーと言えない状況を作り出すんです。濱谷先生の想いにも納得できだし、僕もだんだん引けなくなってくる。濱谷先生の作品はカラーとモノクロとで志向するものが違う。モノクロは人の暮らし、カラーは自然景観の空撮が主。少ないページでまとめるのは難しいということで、2分冊になった。会社には、先生の意見を反映しながら進めているとだけ報告していました。濱谷先生は凝り性で、用紙の風合いから、開いた時の感触、そして綴じるかがり糸までこだわりました。仕上げもかなりオリジナル・プリントに近いものです。価格は当初5千円ぐらいで予定していたのが3万6千円になってしまった。3千部制作して事前予約は数十部。役員室に呼び出されて叱られました。でも濱谷先生は別に手を打っていた。写真集発売の直後、NHKの開局25周年記念で濱谷先生の特番(雪国からの旅立ち—濱谷浩の世界)が放映されました。そうしたらあっという間に完売、2刷りになった。英語版がエイブラムス社から、フランス語版がホログラム社から出されました。これが僕の手がけた写真集の第1号です。

—アンドレ・ケルテスの写真集も作られていますが、その経緯は?

濱谷写真集ができて、その後、ニューヨークのICP(International Center of Photography／国際写真センター)など海外で展覧会も実現しましたが、ニューヨークで引き合わされたのが、アンドレ・ケルテスでした。この人はユダヤ系ハンガリー人で、パリでアンリ・カルティエ＝ブレッソン、ブラッサイ、ロバート・キャパなど、多くの写真家に影響を与えました。アメリカ暮らしの晩年は愛妻を失う

などやや不遇でしたが、濱谷先生はこの方をすごく尊敬していました。ケルテス宅に伺いました。それが1985年の銀座・プランタンの展覧会（PPS通信社主催）となりました。ケルテスも来日して大磯の濱谷邸にも行き、日本で写真集を出してもよいと言われた。しかしその後、急死されました。この企画はだめになったと思いました。でも遺産管財人から手紙が来て、亡くなるちょっと前に、ケルテスが日本で本を出すことをとても楽しみにしていたと伝えてきた。それで、会った時のことや企画の経緯を文章にしてなるべく詳しく教えてほしいと言うのです。それで経緯と企画書を書いて送ったら、出版してもいいという返事がきました。この写真集は、イタリア語版（フェデリコ・モッタ社）、英語版（アパチュア社）、フランス語版（ホログラム社）も出了ました。ただ日本語版はぜんぜん売れなかった。

いつかケルテス展をやりたいと思っています。現在、写真はネガと一緒に、フランスのジュ・ド・ポーム国立美術館にあります。死後フランス政府に寄贈したんですね。オリジナルプリントはサイズが小さいから、展示プリントを借りることになりますね。



日本写真保存センターとJPCAのあり方について語る多田氏

——多田さんからみた田沼武能さんとは？

写真家の多くは「オレがオレが」のご自分の世界ですよね。表現者としては当然ですから。もちろん田沼先生にもそういう面はあったと思います。でも田沼先生はまるで逆の面もありました。外へ外へ、そして先へ先へという発想です。写真界全体とか次の世代とか、そういうことを考えることができる人でした。珍しいと思います。濱谷先生とは正反対（笑）。

濱谷先生は、「オレが」の人だったから、いかに自分の仕事を残すかを考えていました。だから亡くなる数年前から撮影仕事はやめて、ご自分の作品整理に専念していました。将来どこかに寄贈するとしても、今はどこも信頼できないからと。プリントを所蔵している館はあるけれど、ネガやコンタクトなどトータルで保存管理となると難しい。30年40年後は分からぬが、まだ写真が後世に伝承されるべき文化財として認知されていないというのが、濱谷先生の考えでした。公的なところといえども、人が変われば忘れられてしまう。

田沼先生は、日本写真保存センターは公的機関への移行のための便宜的な存在と考えていたと思います。そもそも田沼先生は国にかかわってもらいたかった。国へつなぐために、写真家として動いていたと思います。また、先ほど文化財写真の話をしたけれども、個人の作品だけではなく、モノの記録としての写真もあるわけで、それらも残したいと思っていました。そういう意味で「奈良六大寺大観」の写真が写真保存センターに入っているのは、先生の想いにも沿うわけです。

もうひとつ、法隆寺の金堂壁画についてお話しします。戦争や自然災害が予測される昭和初年、建造物や壁画をどう保存するかについて、国や研究者が議論しました。そこで出された方策のひとつが摸写でした。その摸写の元になったのがコロタイプ印刷でした。昭和10年、便利堂撮影で全紙大ガラス乾板でトータル363点が残りました。そのガラス乾板は長年お寺に預けられていましたが、今後どうなるか分からぬ。それで調査という名目で搬出したのです。そして鈴木嘉吉（建築史）、有賀祥隆（美術史）、青柳正規（考古学・元文化庁長官）などの専門家が調査研究され、結果的に2015年に重要文化財に指定されました。田沼先生は、そのガラス乾板を重文指定前に写真保存セン

ターに入れられないかと思われた。入れば、写真保存センターの認知度が高まる。そして写真保存センターも国の機関になれば、日本全体で写真文化財を守っていくのではないかと。残念ながらガラス乾板は奈良国立博物館に入りました。

表現としての写真は、文化財とはすこし違うと見られていると思います。ちょっと中途半端な存在ですから意識を変えていかなければならない。そこには国が必要です。写真家などの個人はもちろん、企業や組織だけでは難しいでしょう。ただ、国としてはなかなか動けないのが現状です。将来、表現の写真も必ず欧米のように文化財になると信じています。

写真保存をどうするかというのは、すごく大きな問題で、課題も多い。写真家だけでカタがつく問題ではまったくなくて、未来を考えると公的な機関がしっかり管理してくれないとダメだと思います。

—写真著作権についてどのように考えていますか?また今後 JPCA に期待することはありますか?

日本写真保存センターと同じように、いずれは写真著作権も国が管理すべきだと僕は思います。それはフランス政府がやっているのと同じ。そうしないと永続しないし、だんだん営利だけで成り立たない世界になってくるからです。出版やメディアでも時代によって評価も変わり、扱い方も違ってくる。そうした時に個々人の対応では無理があります。やっぱり公的なところが管理すべきです。将来的にはね。

ケルテスが亡くなった時に、フランス政府が管理すると聞いて、著作権が譲渡されたら使用料も入ってこないし、なぜだろうと思いました。日本人としては異例でしたけど、濱谷先生にも打診がありました。ご存命中ですよ。だけどやはり公的なところが作品とネガと著作権も含めて管理していくのが正しいと今は思います。あの時は、えっ?と思いました。でも保存管理するにも費用がかかり、使用料をそれに充當して残していくということですね。それでも文化財保存については、やっぱり欧米はしっかりしています。

僕はネガや作品、写真著作権などは基本的には公的な機関が持つべきと考えています。だから、

JPCAに期待したいのは、今の写真界のこういうピンチの状態を、文化財を保存するという観点から国に訴えかけることです。喫緊の課題だと思います。国は逃げているようにもみえる。だからいろんな団体と共に働きかけて、国を動かしてほしいです。今は欧米に比べて非常に中途半端な状態。それを知るべきだと思います。

—貴重なお話をありがとうございました。

インタビュー / まとめ : 奈良本真紀 (学芸員)
photo: 棚井文雄 HJPI320610000334



HJPI320610000334

自宅の庭で夫人と

多田亞生 (ただ・つぐお)

1942年 旧満州大連生まれ。東京外国语大学卒業後、岩波書店入社。美術書・写真集などを編集。便利堂・クレヴィス社顧問。2010年 日本写真協会功労賞受賞。

デジタル写真画像の「来歴記録機能」とは？

デジタル技術の進歩によって画像の改ざんや合成、さらにはAIによる生成が専門家でなくとも簡単かつ手軽に利用可能な時代となり、ますます作品の透明性や真正性を確認することが難しくなっている。

アドビでは、AI技術を使い背景を生成可能なPhotoshopを販売しているが、画像などの透明性や真正性を高めるため同社が主体となって立ち上げたCAI^{*1}への参加を呼び掛けている。そんな中、昨年10月にアドビとニコンがパートナーシップを締結、ニコンは「画像の出所や来歴などの情報を画像ファイルに付加し、画像の真正性確認をサポートする来歴記録機能の開発を進めている」状態であり、ミラーレス一眼カメラのZ9に開発中のファームウェアを使って機能の検証を続けている。

来歴記録機能に対応したカメラではExifを書き込むための情報（著作権者、撮影者、撮影日時、位置情報等）を元に暗号化した上でC2PA情報^{*2}に書き込んでおり、編集可能なExifに対して、撮影時の情報を保持したまま、その後の画像調整や合成等の編集履歴までもが、改ざん不可能な形で画像に追記される仕組みだ。

2つの画像を合成した場合では元画像2つのサムネイルを含めた情報も追記され、AIが介在した編集も履歴として残る。

ただし、履歴を追記するためにはPhotoshop CCが必要で、C2PA非対応のソフトで画像編集を行うとC2PA来歴情報は消えてしまい、記録可能なカメラの普及に加えて対応ソフトウェアの対応拡大と普及とが必須であり肝となるだろう。

また、現時点では来歴が記録できるファイル形式はJPEGのみとなっているが、RAWやTIFF形式の静止画だけでなく、動画や音声にまで対応予定のことだ。

2007年10月、JPCAは会員団体と共に各カメラメーカーに対しExif情報に「著作権者情報」が追加できるよう求め、実現されている。来歴記録機能についても写真家の積極的な関与が望まれる。



来歴機能対応のAdobe Photoshop 25.1.0で機能非対応カメラのカラー画像を開き、モノクロームに変換したファイルのコンテンツ認証情報（ベータ版）表示画面。元ファイルがカラーサムネイルで表示され、編集内容や編集者情報も記録されている（元画像の撮影者は筆者）。

なお、2023年10月27日、ライカが来歴記録機能^{*3}を内蔵した世界初のカメラ「Leica M11-P」を発表し、日本の直販サイトで28日に発売開始している。

※1 CAI

Content Authenticity Initiative

コンテンツ認証イニシアチブ

来歴記録普及団体

参加メンバー：<https://contentauthenticity.org/our-members>

※2 C2PA

Coalition for Content Provenance and Authenticity

来歴記録に関する技術標準化団体

参加メンバー：<https://c2pa.org/membership/>

※3 ライカでは来歴記録機能をコンテンツクレデンシャル機能と表記

■オンライン検証サイト

<https://contentcredentials.org/verify?captions=jpn>

記：加藤雅昭

2022年度日本写真著作権協会(JPCA) 定時社員総会を開催

2023年9月29日、半蔵門JCIIビル会議室において2022年度日本写真著作権協会(JPCA)定時社員総会が開催された。コロナ禍において新型コロナウィルス感染防止対策のため遠隔システムで開催されてきたが、4年ぶりにリアル開催となった。11の正会員団体より就任した理事、監事が出席する中、2022年度の事業報告と決算報告ならびに会計監査報告がなされ、承認可決された。

続いて2023年度の事業計画案と予算案の審議に入った。棚井文雄常務理事から詳細が説明され、承認可決された。2023年度の重点事業の概要は別掲の通り。

この後、JPCA会員11団体から提出された2023年度の理事推薦リストが検討され、承認された。

総会に続き、2023年度第一回JPCA理事会が開かれ、役員は下記の通りとなった。

2023年度日本写真著作権協会役員

| | |
|------|--------|
| 会長 | 田中 秀幸 |
| 副会長 | 白鳥 真太郎 |
| 常務理事 | 棚井 文雄 |



photo: M.Yoshikawa

■ 2023年度のJPCA重点事業

<収益事業>

- ・日本著作者団体連合(2023年8月改称)を通じて、日本複製権センター(JRRC)の事業に協力する
- ・視覚芸術等教育著作権協議会の運営に参加する
- ・授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)への運営参加を通じて、円滑かつ公正な補償金分配を実現する
- ・共通目的事業の活用を通じて写真分野の振興に努める

<著作権啓発事業>

- ・「教育利用写真アーカイブ」の作品を教育現場で利用促進をはかり、その利用データを著作権者(写真家)への対価還元に繋げる
- ・JPCAウェブサイトの内容充実と、リニューアルを進める
- ・生成AI、著作者人格権などの問題を含め、写真著作権の普及啓発の促進をはかるため会員団体との共催によるセミナー等を開催する
- ・各団体の会報誌と、一般の権利者へ向けた写真媒体等への広告掲載を通じて、写真著作権の普及啓発を行う
- ・JPCA-NEWS発行・配布により、一般の権利者へ向けた写真著作権の啓発を進める
- ・日本写真保存センターの主たる支援団体として運営状況を把握した上でサポートを行う
- ・オーファンワークス(孤児作品)事業に参加し、文化庁「著作権者不明等の場合の裁判制度」利用者に対する補償金算定等の支援を行う

記：池永一夫

GALLERY



《陸軍記念日/自轉車行進・武装行進》

撮影者不明
撮影場所不明
1941年3月11日
日本写真保存センター所蔵写真



JPCA Gallery

B3999-20

《海軍少年航空隊》

撮影者不明
土浦海軍航空隊(推定)
1942年～1943年撮影(推定)
日本写真保存センター所蔵写真

著作者とは

著作物は創造的な表現で、著作者はその創作者です。写真の場合は撮影者が著作者になります。生成AIの発展も目覚ましい中、著作者について解説します。

著作物と著作者

日本の著作権法では著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」とされています。創造的な表現であれば形式を問わないのが特徴ですが、逆に言えば「創造的であること」が重要なので、単なる事実やデータの羅列はもちろん、他人の表現を単純に模倣したものも著作物とは認められません。

著作者は「著作物を創作する者」です。職業としての作家、画家、写真家などをイメージしやすいですが、実際には職業、技術、芸術的な評価は関係なく、表現に何らかの創造性があれば著作物であり、その創作者は著作者になります。

写真の著作者

写真の著作者は、もちろん撮影者です。撮影目的に応じて機材を選び、イメージに沿う絞りとシャッタースピードを組み合わせて露出を定め、構図を決めて一瞬のチャンスを狙いシャッターを切る。これら一連の撮影の流れは多分に創造的なので、撮影者が著作者になるのは当然のことです。

職務著作の問題

一般的に著作者は個人になりますが、例外的に団体組織（会社や社団法人など）も著作者として認められるケースがあります。組織に雇用される従業員が組織の指示・監督に従って創作を行った時に、従業員個人の創造性が無関係と判断される場合です。

一方、どこまでが組織の指示で、どこからが従業員個人の創造性なのか。その線引きが難しい点には注意が必要です。特に、昨今ではカメラの性能が向上しており、自動設定のカメラ任せでも撮影自体はある程度出来てしまいます。後で著作権に関して揉めないように、まずは撮影前に依頼者の組織としっかりと確認を行うことが重要です。

その上で、撮影者が著作者であることを明確にするためには、出来るだけカメラ任せの撮影にせず、独自の表現を心がける必要があります。

生成AI時代の著作者

生成AI技術が急速に発展し、創作活動にも様々な影響が出るようになっています。

著作物が求める「思想又は感情の創造的な表現」は人のものなので、AIが著作者になることはありません。一方、人がAIを創作のツールとして使う場合、AI利用者が著作者になる可能性があります。

問題は、日本の著作権法第30条の4は情報解析（=AIによる学習）を目的とする場合は著作者の許諾を得る必要はないとしているため、著作物が無断でAIに学習され、いつのまにかAI生成物（=他の誰かの著作物）の一部になってしまう可能性があることです。

著作者の権利を守るために

同じ創作でも、AIをツールとして活用しながら著作物を作るというデジタルな行為は、例えばシャッタースピードと絞りを調整しながら写真を撮るといったフィジカルな行為とは、本質が異なります。

AI技術の発展はこれからも進むはずですが、思想や感情の表現を考えた時に、カメラのダイヤルを回すこと（その瞬間に込める想い）には特別な価値があるはずですし、決して軽視されるべきではありません。

技術の進歩に法律が追いつかない状況ですが、著作物が無制限にAI学習に利用されるのを防ぐため、適切な著作権法の整備が望まれます。

記：大國浩太郎

【参考文献】

文化庁著作権課

「著作権テキスト - 令和5年度版 -」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401_01.pdf



文化庁著作権課

「令和5年度 著作権セミナー AIと著作権」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/93903601_01.pdf



QUESTION

有名人写真の SNS アップ

ストリートスナップをしていて、偶然、街中で見かけた芸能人や、目立つ服装の人物などを撮影した写真を SNS にアップしても肖像権は大丈夫でしょうか？



棚井文雄 / Fumio Tanai / HJPI320610000334
シリーズ「New York Tales」より / 2013 年

ANSWER

顧客吸引力、被写体の受忍限度を慎重に判断する必要あり

私たちには「表現の自由」があり、撮影した作品は「著作権」によって守られます。一方で、撮られる側については、「私生活をみだりに公表されないように主張できる権利」＝「プライバシー権」が裁判によって定義されてきました。また、芸能人や著名人などについては、「プライバシー権」のほか、氏名や肖像が持つ顧客吸引力に着目した権利「パブリシティ権」が主張され、認められています。一般的に表現される、いわゆる「肖像権」について、人格的利害を優先した考えに基づく権利「プライバシー権」と、芸能人などの財産的利益を重んじた権利「パブリシティ権」が混交して論じられているケースもあるようですが、法律の条文に明示されているものではありません。

さて、街中の撮影についてですが、芸能人、一般の方に限らず特定の人物にフォーカスして撮影した写真を SNS などに無断でアップした場合には、いわゆる「肖像権」の侵害になる可能性があります。過去の裁判において、撮影された時の状況、撮影の目的、必要性などを総合的に考慮し、被写体となつた人物が「受忍できる限度」を超えると賠償責任が生じる、という判例がありますので、公表する前にどんなシーンが、何が写っているのかを細部まで慎重に確認することが大切です。一方で、有名人などが撮影されることを承知（黙示の同意）していたり、テレビなどの撮影シーンが写り込んだケース、販売促進や集客を目的とした利用でなければ侵害

の可能性は低いと言えます。「パブリシティ権」を認めた裁判においても、「利用内容により正当な表現行為として受忍すべき場合もある」とされています。

SNS へ写真をアップすることは、運営者に一定の利用に対する許諾をしているものみなされ、その写真は全世界の利用者が SNS 内で自由に利用できる内容を含んでいることもあります。そのため、一度アップした写真が引用などにより拡散した場合、完全に削除することは困難であるため注意が必要となります。

2023 年 7 月、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が施行され、メディアなどが略して「撮影罪」と呼んでいます。かつて、芸能人や政治家などのスクープ写真が取り沙汰されるほどに、彼らを中心に「肖像権」という認識がひとり歩きし、社会のありのままの姿を捉えるストリートスナップに対しても過剰反応の傾向が現れてきました。更に、インパクトがあり、記憶に残るフレーズである「撮影罪」が加わったことで、時代の目撃者である“ストリートフォトグラファー”たちの日常の表現行為、ストリートスナップが「できない」という空気感が生み出されていかないように大変危惧しています。

だからこそ、時代を捉えてきた優れた写真家たちを見習い、倫理的で道徳的な行動を持って、撮影を続けて欲しいと思います。

記：棚井文雄



THE MONTH OF PHOTOGRAPHY, TOKYO 2024

写 真 の 日 記念写真展
2 0 2 4

第20回公募作品募集

感動発信! 感動共有!

- テーマ 自由
- 応募資格 日本在住の方ならどなたでも
- 受付期間 2024年1月10日(水)~2月27日(火)

※詳細は公益社団法人日本写真協会のホームページをご覧ください。

あなたが写真を撮った瞬間に
写真の著作権はあなたの財産となります。
そのために何の登録も必要としません。
あなたの写真は
著作権といつても強い権利で
あなたの死後 70 年に渡って守られます。
しかし
著作権を譲渡する契約が交わされた写真は
その権利を失い、回復することは困難です。
写真家は得る限り
「写真の著作権を保持するべきである」と
私たちを考えます。
写真著作権を大切に。

一般社団法人
日本写真著作権協会
〒102-0082
東京都千代田区一番町25 JCIIビル403
<https://jpca.gr.jp>